

## 鳥取県告示第 926 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字毛無シ641・字毛無西平642の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市長柄字三ツ枝ノ一361の2、字行司谷ノ二367の2、368、字堤谷382、383、391、391の1、字宮ノ谷393の1、399の1、399の2、矢矯字大滝谷ノ一635の2、635の3、字河内谷下分ノ一637、字河内谷中分ノ一638、字河内谷奥ノ一639、字毛無シ640(次の図に示す部分に限る。)、洞谷字山ノ神ノ二630

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字藪ノ内200、字大谷ノ三336、字坂ノ下タ556の4・556の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字河内土居ノ壱614、字東谷下分637の2、字坂ノ下タ726、729、737の3(次の図に示す部分に限る。)、長柄字堤谷241の1、字宮ノ谷401の1、瀬田蔵字五反田266の2、266の5、字西ノ谷353の1、字八反田西平384の1、385の1、矢矯字中玄谷ノ一614、字蛙子谷ノ一646、字蛙子谷ノ二647の2、字石ヶ谷ノ一693、705

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)